

随 意 契 約 結 果 一 覧 表

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘 要
情報政策課	道庁テレワーク環境保守業務	令和5年3月31日	東日本電信電話株式会社 代表取締役社長 井上 福造	109,995,600	指名選考委員会において、当該法人が選考されたため 随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第6章第3節関係1の(2)	
情報政策課	閉域モバイル端末内線連携システム保守業務	令和5年3月30日	富士通Japan株式会社 代表取締役社長 砂田 敬之	20,856,000	指名選考委員会において、当該法人が選考されたため 随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第6章第3節関係1の(2)	
情報政策課	道庁行政情報ネットワーク等保守・運用管理業務	令和5年3月31日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道 代表取締役社長 梶 保夫	428,890,000	指名選考委員会において、当該法人が選考されたため 随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第6章第3節関係1の(2)	
情報政策課	北海道総合行政情報ネットワーク保守・運用業務	令和5年3月27日	北海道エンジニアリングサービス株式会社 代表取締役社長 西澤 勉	382,470,000	指名選考委員会において、当該法人が選考されたため 随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第6章第3節関係1の(2)	
情報政策課	災害情報共有システム保守・運用業務	令和5年3月29日	エクシオグループ株式会社 代表取締役 船橋 哲也	4,488,000	指名選考委員会において、当該法人が選考されたため 随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第6章第3節関係1の(2)	

入札参加者指名選考過程等一覧表

- 1 指名選考委員会開催年月日 令和5年2月9日 14時00分から15時10分まで
- 2 指名選考委員会開催場所 本庁舎3階 テレビ会議室
- 3 委員の出席状況

委員長	総合政策部長 濱坂 真一	出・欠
委員	総合政策部次長 薬袋 浩之	出・欠
委員	知事室次長 飯田 滋	出・欠
委員	政策局長 中村 昌彦	出・欠
委員	計画局長 上田 晃弘	出・欠
委員	国際局長 酒井 隆	出・欠
委員	次世代社会戦略局長 所 健一郎	出・欠
委員	地域創生局長 和田 弘之	出・欠
委員	官民連携推進室長 佐藤 秀行	出・欠
委員	地域行政局長 清水目 剛	出・欠
委員	交通政策局長 千葉 繁	出・欠
委員	航空港湾局長 清水 茂男	出・欠
委員	総務課長 蓮見 光志	出・欠

4 説明員等の状況

説明員	情報基盤担当課長 守山 英男
書記	課長 蓮見 光志

5 指名選考過程等

総合政策部次世代社会戦略局情報政策課所管

番号	契約の名称	契約の種類	指名選考基準					指名候補者数	議決の状況	指名者数	摘要
			A	B	C	D	E				
1	道庁テレワーク環境保守業務	委託	1	1	1	/	/	1	全会一致	1	
特記事項	指名選考基準		<p>A (基本的基準：技術的適性) 契約の性質又は目的により当該契約の履行について、特殊な技術、機械器具又は設備を必要とするものにあつては、当該特殊な技術、機械器具又は設備を保有する者である。</p> <p>B (基本的基準：経営規模的適性) 指名しようとする時点において、現に履行中（履行予定も含む。）の契約の件数及びその内容、従業員数その他の観点から、当該契約の履行に必要な経営規模を有していると認められる。</p> <p>C (基本的基準：経営内容等) 指名しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、地方公共団体の契約の相手方としてふさわしい者であつて、契約の履行がされないおそれがない者である。</p>								
	随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第6章第3節関係1の(2)										
番	契約の名称	契約の種類	指名選考基準					指名候補	議決の状況	指名	摘要

号	大分県	大分県	A	B	C	D	E	候補者数	議決の状況	指名者数	備考
2	閉域モバイル端末内線連携システム保守業務	委託	1	1	1	/	/	1	全会一致	1	
特記事項	指名選考基準		<p>A (基本的基準：技術的適性) 契約の性質又は目的により当該契約の履行について、特殊な技術、機械器具又は設備を必要とするものにあつては、当該特殊な技術、機械器具又は設備を保有する者である。</p> <p>B (基本的基準：経営規模的適性) 指名しようとする時点において、現に履行中（履行予定も含む。）の契約の件数及びその内容、従業員数その他の観点から、当該契約の履行に必要な経営規模を有していると認められる。</p> <p>C (基本的基準：経営内容等) 指名しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、地方公共団体の契約の相手方としてふさわしい者であつて、契約の履行がされないおそれがない者である。</p>								
	随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第6章第3節関係1の(2)										
番号	契約の名称	契約の種類	指名選考基準					指名候補者数	議決の状況	指名者数	摘要
			A	B	C	D	E				
3	道庁行政情報ネットワーク等保守・運用管理業務	委託	1	1	1	/	/	1	全会一致	1	
特記事項	指名選考基準		<p>A (基本的基準：技術的適性) 契約の性質又は目的により当該契約の履行について、特殊な技術、機械器具又は設備を必要とするものにあつては、当該特殊な技術、機械器具又は設備を保有する者である。</p> <p>B (基本的基準：経営規模的適性) 指名しようとする時点において、現に履行中（履行予定も含む。）の契約の件数及びその内容、従業員数その他の観点から、当該契約の履行に必要な経営規模を有していると認められる。</p> <p>C (基本的基準：経営内容等) 指名しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、地方公共団体の契約の相手方としてふさわしい者であつて、契約の履行がされないおそれがない者である。</p>								
	随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第6章第3節関係1の(2)										
番号	契約の名称	契約の種類	指名選考基準					指名候補者数	議決の状況	指名者数	摘要
			A	B	C	D	E				
4	北海道総合行政情報ネットワーク保守・運用業務	委託	1	1	1	1	/	1	全会一致	1	
特記事項	指名選考基準		<p>A (基本的基準：法的適正) 契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定に基づく許可、認可、免許、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認可、免許、登録等を受けている者である。</p>								

特記事項	B (基本的基準：技術的適性)	契約の性質又は目的により当該契約の履行について、特殊な技術、機械器具又は設備を必要とするものにあつては、当該特殊な技術、機械器具又は設備を保有する者である。									
	C (基本的基準：経営規模的適性)	指名しようとする時点において、現に履行中（履行予定も含む。）の契約の件数及びその内容、従業員数その他の観点から、当該契約の履行に必要な経営規模を有していると認められる。									
	D (基本的基準：経営内容等)	指名しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、地方公共団体の契約の相手方としてふさわしい者であつて、契約の履行がされないおそれがない者である。									
	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第6章第3節関係1の(2)									
番号	契約の名称	契約の種類	指名選考基準					指名候補者数	議決の状況	指名者数	摘要
			A	B	C	D	E				
5	災害情報共有システム保守・運用業務	委託	1	1	1	/	/	1	全会一致	1	
特記事項	指名選考基準	契約の性質又は目的により当該契約の履行について、特殊な技術、機械器具又は設備を必要とするものにあつては、当該特殊な技術、機械器具又は設備を保有する者である。									
	A (基本的基準：技術的適性)	指名しようとする時点において、現に履行中（履行予定も含む。）の契約の件数及びその内容、従業員数その他の観点から、当該契約の履行に必要な経営規模を有していると認められる。									
	B (基本的基準：経営規模的適性)	指名しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、地方公共団体の契約の相手方としてふさわしい者であつて、契約の履行がされないおそれがない者である。									
	C (基本的基準：経営内容等)	指名しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、地方公共団体の契約の相手方としてふさわしい者であつて、契約の履行がされないおそれがない者である。									
	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第6章第3節関係1の(2)									